

災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が春日・後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業（以下「本再開発事業」という。）において、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（国都市第341号、国住備第724号、国住街第201号、国住市第179号）による補助金の交付要件に基づき整備する、災害時における区民等の一時滞在施設について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本施設建築物 乙が本再開発事業において整備する施設建築物をいう。
- (2) 区民等 区内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は区内に滞在し、若しくは区内を通過する者で、災害時において徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
- (3) 一時滞在施設 区民等が一時的に滞在する施設をいう。
- (4) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定により構成される本施設建築物に係る区分所有者の団体をいう。

（協力内容）

第3条 甲及び乙は、次項から第6項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、本施設建築物の一部を一時滞在施設として、甲に提供するものとする。
- 3 乙は、一時滞在施設の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- 4 乙は、災害の初期対応時に備え、毛布等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するものとする。
- 5 乙は、災害時において一時滞在施設に収容する区民等を誘導し、及び一時滞在施設に収容した区民等に備蓄物資を提供するものとする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（一時滞在施設）

第4条 前条第2項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

| 所在地 | 使用箇所及び面積 | その他 |
|---------------|---------------------------------|--|
| 文京区小石川一丁目5番1号 | 地下2階の一部 約57㎡ 詳細は、別紙図面のとおり | 前条第5項の規定により区民等へ提供する備蓄物資を保管するための倉庫（面積約15㎡）を本施設建築物の地下2階に、一時滞在施設とは別に設置する。 |

(協力要請)

第5条 甲が第3条第2項、第3項又は第6項に規定する協力を乙に要請する場合は、要請内容、理由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(一時滞在施設の開設等)

第6条 乙は、災害時において甲から第3条第2項、第3項又は第6項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、乙施設を甲に提供する。

2 甲は、一時滞在施設を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。

3 甲は、前項の規定により一時滞在施設を開設するときは、乙の業務の妨げとならないよう配慮するものとする。

4 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から起算して3日以内とする。ただし、甲乙協議の上、必要に応じて当該期間を延長することができる。

5 甲は、乙施設を一時滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該一時滞在施設を閉鎖するものとする。

(備蓄物資)

第7条 乙が第3条第5項の規定により一時滞在施設において区民等に提供する備蓄物資の初回の購入、更新及び管理については、乙がその負担により行うものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 一時滞在施設の開設、管理及び運営に要する費用

(2) 第3条第5項の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設を閉鎖するときは、乙施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、乙施設に受け入れた区民等以外の者に係る個人情報乙施設から持ち出してはならない。

2 乙は、この協定に基づく避難者の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 前2項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(防災訓練の協力)

第11条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(地位の承継)

第12条 この協定に基づく乙の一切の権利・義務は、一時滞在施設を含む本施設建築物を管理組合に引き渡した後、速やかに乙から管理組合に承継するものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は、遅延なく文書にて甲に通知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

ただし、当該期間満了の日の3月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、当該期間は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和3年3月26日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区小石川一丁目9番1号
乙 春日・後樂園駅前地区市街地再開発組合
代表者 理事長 杉田 明治

